

猪名川町告示第22号

猪名川町地域公共交通事業者運行維持支援金交付要綱をここに告示する。

令和8年3月16日

猪名川町長 岡 本 信 司

# 猪名川町地域公共交通事業者運行維持支援金交付要綱

令和8年3月16日

要綱第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰、エネルギー価格高騰等の影響を受けながらも、住民の日常生活や経済活動を支える重要な社会インフラとして運行を維持している地域公共交通事業者に対し、予算の範囲内において猪名川町地域公共交通事業者運行維持支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、猪名川町補助金等交付要綱（昭和49年要綱第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 この要綱に基づく支援金の交付対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、別表1に定めるとおりとする。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、前条で定めた対象事業者の区分に応じ、別表2に定めるとおりとする。

(支援金の交付申請)

第4条 対象事業者は、支援金の交付を受けようとするとき、第2条で定めた対象事業者の区分に応じて支援金交付申請書（様式第1号）に次の各号に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 路線バス事業者

ア 町内の営業所において対象事業者が有する町内を運行経路の一部とする事業用車両の台数（休車等を除く。）が確認できる書類

イ その他町長が必要と認める書類

(2) タクシー事業者

ア 町内の営業所において対象事業者が有するタクシーの保有台数（休車等を除く。）が確認できる書類

イ その他町長が必要と認める書類

(3) 鉄道事業者

ア 町内の鉄道駅において旅客の乗降に供されている対象事業者が有する町内を運行経路の一部とする事業用車両の台数（休車等を除く。）が確認できる書類

イ その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和8年3月31日までに行わなければならない。ただし、特別な理由があると町長が認めるときは、この限りでない。

（支援金の交付決定等）

第5条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、予算の範囲内で交付決定を行い、支援金の交付が適当であると認めるときは支援金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないとは認めるときは支援金不交付決定通知書（様式第3号）により、対象事業者へ通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定に必要な条件を付すことができる。

3 交付すべき支援金の額は、前2項に規定する支援金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をもって確定したものとみなす。

4 支援金の交付は、1対象事業者につき1回限りとする。

（調査）

第6条 町長は、支援金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定を受けた対象事業者に対し報告を求め、又は資料を提出させることができる。

（申請の取下げ）

第7条 対象事業者は、支援金の交付決定後、その交付決定に係る申請の取下げをするときは、速やかにその旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付決定はなかつたものとみなす。

（交付決定の変更申請等）

第8条 対象事業者は、第5条の規定により支援金の交付決定通知を受けたのち、その申請内容を変更しようとするときは、速やかに支援金交付決定変更申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、軽微な変更で町長が認めるものについては、この限りでない。

（交付決定の変更及び通知）

第9条 町長は前条の規定により支援金交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、支援金交付決定変更通知書（様式第5号）により、対象事

業者に通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定の変更に必要な条件を付することができる。

(請求及び交付)

第10条 第5条の規定による交付決定通知又は前条の規定による交付決定変更通知を受けた対象事業者は、支援金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(支援金の返還等)

第11条 対象事業者は、支援金の交付の決定の変更等により、既に交付を受けている支援金に過払いが生じる場合は、速やかに当該過払い部分に係る支援金を町長に返還しなければならない。

(支援金の取消し等)

第12条 町長は、対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支援金の交付決定の全部又は一部を取消しするものとし、返還を命じるものとする。

(1) 第6条の規定による調査を拒み、忌避し、又は妨げたとき。

(2) 偽り、その他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(3) その他町長が不相当と認めるとき。

2 対象事業者は、前項の規定により当該支援金の交付決定の全部又は一部を取り消され、既に当該取消しに係る部分に相当する額の支援金(以下「取消額」という。)が交付されているときは、直ちに、取消額を町長に返還しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条の規定により同日までに交付決定がなされた支援金の交付、調査及び申請の取下げ、支援金の返還等並びに支援金の取消し等については、なお従前の例による。

別表1（第2条関係）

区分	対象事業者
路線バス事業者	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線を定めて定期に運行する自動車による乗合旅客の運送事業を営み、町内に本社又は営業所を有する路線バス事業者
タクシー事業者	道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者のうち、町内に本社又は営業所を有する法人のタクシー事業者（福祉輸送事業に限って営むタクシー事業者を除く。）
鉄道事業者	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業（旅客運送を行うものに限る。）を経営する者のうち、町内に鉄道駅を有する事業者

別表2（第3条関係）

区分	支援金額
路線バス事業者	算定式：車両数※ × 77千円 ただし、事業者当たり4,000千円を上限とする。  ※車両数：令和7年12月末時点において、町内に存する営業所において配置されている町内を運行経路の一部とする事業用車両の台数（休車等を除く。）
タクシー事業者	算定式：① LPガス車両数※ × 60千円 ② ガソリン車両数※ × 103千円（①と②の合計） ただし、事業者当たり1,000千円を上限とする。  ※車両数：令和7年12月末時点において、町内に存する営業所において保有する事業用車両の台数（休車等及び以下の車両を除く。）

	<p>(1) 福祉輸送など用途を限定して使用する車両</p> <p>(2) 未車検等休車扱いとしている車両</p>
<p>鉄道 事業者</p>	<p>算定式：車両数※ × 88千円</p> <p>ただし、事業者当たり3,000千円を上限とする。</p> <p>※車両数：令和7年12月末時点において、町内に存する鉄道駅において旅客の乗降に供されている町内を運行経路の一部とする事業用車両の台数（休車等を除く。）</p>

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

申請者 住 所  
 名 称  
 代表者氏名 ⑩  
 電 話 番 号

支援金交付申請書

猪名川町地域公共交通事業者運行維持支援金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1. 支援金交付申請額

<p>【路線バス事業者】（上限4,000,000円）</p> <p>町内に存する営業所において配置されている町内を運行経路の一部とする事業用車両の台数</p>	<p>(車両数※)</p> <p>___台×77,000円</p>
<p>【タクシー事業者】（上限1,000,000円）</p> <p>町内に存する営業所において保有する事業用車両の台数</p>	<p>(車両数※)</p> <p>L P ガス ___台× 60,000円</p> <p>ガソリン ___台×103,000円</p>
<p>【鉄道事業者】（上限3,000,000円）</p> <p>町内に存する鉄道駅において旅客の乗降に供されている町内を運行経路の一部とする事業用車両の台数</p>	<p>(車両数※)</p> <p>___両×88,000円</p>
<p>合計</p>	<p>円</p>

※車両数=令和7年12月末時点

<p>上限金額と合計金額のいずれか低い額</p>	<p>円</p>
--------------------------	----------

## 2. 添付書類

- (1) 支援金対象車両数を確認できる書類
- (2) その他、町長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

猪名川町長

### 支援金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった猪名川町地域公共交通事業者運行維持支援金については、猪名川町地域公共交通事業者運行維持支援金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

#### 記

1. 支援金交付決定額

金 円

2. 交付条件

3. 備考

様式第3号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

猪名川町長

### 支援金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった猪名川町地域公共交通事業者運行維持支援金については、猪名川町地域公共交通事業者運行維持支援金交付要綱第5条の規定により、下記の理由により不交付とする決定をしたので通知します。

#### 記

##### 1. 不交付とした理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

申請者 住 所

名 称

代表者氏名

⑨

電 話 番 号

### 支援金交付決定変更申請書

猪名川町地域公共交通事業者運行維持支援金交付要綱第8条の規定により、申請内容を変更したいので、次のとおり申請します。

#### 記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

(変更前)

(変更後)

3. 変更日

年 月 日

4. 添付書類

第 号  
年 月 日

様

猪名川町長

### 支援金交付決定変更通知書

年 月 日付で変更申請のあった猪名川町地域公共交通事業者運行維持支援金については、猪名川町地域公共交通事業者運行維持支援金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり変更して交付することを決定したので通知します。

#### 記

##### 1. 支援金交付決定額

既交付決定額	金	円
変更後の交付決定額	金	円
（差引交付額	金	円）

##### 2. 交付条件

##### 3. 備考

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

申請者 住 所

名 称

代表者氏名

㊟

電 話 番 号

### 支援金交付請求書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった猪名川町地域公共交通事業者運行維持支援金支援金について、猪名川町地域公共交通事業者運行維持支援金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

#### 記

#### 1. 支援金交付請求額

金 円

#### 2. 支援金の振込先

金融機関名		支店名	
口座の種別	普通・当座（該当を○で囲む）		
口座番号			
(フリガナ)			
口座名義人			

#### 3. 添付書類

交付決定通知書の写し